

第19章 その他の震災対応

【社会福祉課・ねんりんピック推進室・各保健福祉事務所・その他地方機関】

第1節 震災対応業務全般

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について、原発事故直後から多数の福島県民が当所管内に避難してきており、避難所を巡回して状況調査や健康相談を行った。また、受入市町側の対応に放射能についての誤解が生じていたことから、適切な情報提供を行うため、環境生活部原子力安全対策室と調整しながら住民用及び市町職員用のチラシを作成して配布（3月16日）し、対応方法の周知に努めた。

■市町や医療機関等から被ばく線量の測定相談、被ばく者への対応及び受入体制等に関する相談があり、所内の相談窓口を決め、関係班が連携しながら情報収集・提供を行った。

■消費者庁資料を基に仙南栄養士会が作成した「食品と放射能に関するQ&A」づくりを支援し、市町等関係機関に配布することにより、食品等の安全に関する広報・啓発に努めた（7月～）。

■管内市町から被災転入者の健康調査に関する問い合わせがあったことから、被災転入者の状況を把握し今後の取組の参考とするため、市町に依頼して支援状況等の実態調査を行った（8月）。

■民間賃貸住宅、公営住宅、雇用促進住宅等に入居している被災転入者を対象とした健康調査の実施と必要な支援を市町に要請した。

■放射線に対する正しい知識の普及啓発を推進するため、県（本庁）が実施した福島原発事故に伴う「放射能関連講演会」の開催を支援・協力した。

- ・10月4日 丸森町（丸森まちづくりセンター）
- ・10月19日 白石市（文化体育活動センター（ホワイトキューブ））
- ・10月26日 角田市（総合保健福祉センター（ウエルパークかくだ））

■丸森町の一部地区の児童等を対象に県（本庁）が実施した甲状腺検査、放射線被曝線量測定検査に協力した。

- ・甲状腺検査 12月4日 仙南保健所
1月15日 丸森町保健センター
- ・放射線被ばく線量測定検査 1月14日から15日 丸森町保健センター

【仙台保健福祉事務所】

■地震発生直後から停電となり、地震及び被害状況に関する情報を得ることが困難であった。電話等も不通で本庁へ連絡することができなかった。塩竈市の防災行政無線の広報により地震による津波が想定されたので、次の対応を行った。

1. 職員への避難指示及び公用車の移動

■所長から全職員に対し、指定避難所に避難するように指示。道路の渋滞状況に注意しながら公用車に職員が相乗りし高台へ移動した上で、指定避難所（塩竈市立杉の入小学校、塩竈市立第二小学校）に避難した。時間の経過とともに交通渋滞が激しくなり、半数の公用車については、移動を断念、結果的に公用車22台中、11台について被災を免れた。

2. 指定避難所における支援活動

■避難所では、職員が各々が人に対する手当、ペット同伴の避難者に対する衛生指導、支援物資の分

配支援を行った。避難所においては、地震・津波の情報が全く入らない状況下、翌日の朝まで避難することになった。

3. 本庁への連絡状況

■3月11日22時ごろ、本庁と携帯電話で連絡が取れ、職員の安否状況を報告するとともに、事務所の被災状況については、津波警報発表中のために確認することができない旨報告を行った。その後、13日9時に津波警報から津波注意報となったことから、次長（総括担当）が、本庁へ登庁し、状況説明の後、事務所へ向かい被災状況を確認した。以後、通信手段の回復までの間、公用車により1日に1から2回事務所と県庁を往復し状況報告を行った。

■地震発生後、事務所周辺地域のライフラインについては、水道の復旧が3月24日、電気・光回線の復旧が3月28日、電話設備の復旧が5月2日であった。このようなライフラインの復旧状況下において、職員の勤務体制としては、休日返上で交替勤務（5月末まで）を行い、さらに地震・津波の発生が懸念されるなか、電気の復旧を契機に3月28日から宿直勤務を開始した（宿直勤務については、地震発生から1ヶ月後の4月15日まで継続した。）。

■その後、他県からの医療チーム等の派遣を受けながら、被災市町村の支援業務を行った。この間の職員の業務内容については、5月末まで震災対応業務に追われ、通常業務については必要最小限にならざるを得なかった。

■また、4月上旬までガソリン不足による自家用車通勤の困難、JR仙石線の不通により事務所までのアクセス環境が整わなかったことから、通勤困難な職員については、県庁内において、県災害対策業務や主務課の災害対応支援、県庁内で事務所の暫定窓口業務を実施、通勤可能な職員は事務所（塩竈市）に出勤し、被災市町村支援を行った。その後、交通アクセス改善に応じて、徐々に通勤困難であった職員についても事務所勤務にシフトさせていった。

【東部保健福祉事務所】

1. 清掃プロジェクトの実施について（トイレ清掃プロジェクト、避難所清掃キャンペーン）

■トイレ清掃プロジェクトは、避難所における環境衛生のリスクアセスメントを実施した石巻圏合同救護チームや当所が、特に避難所のトイレ環境の悪化に危機感を募らせ、当所が中心となって開始した。緊急の課題であった「トイレの衛生状態」については改善されたが、次の課題として「住環境（室内）の清潔の確保・保持」が浮上し、避難者自らの意識改革と住環境の定期的清掃が不可欠であった。そのため、当所が石巻市に働きかけ、「避難所清掃キャンペーン」として石巻市が主体的かつ継続的にボランティア等を活用した活動を実施し、避難所の責任者や利用者が主体となり掃除・消毒を行うよう誘導した。

2. 所内の体制について

■震災直後は、技術総括をはじめ専門職を中心とした所内横断的な保健活動体制、さらに4月下旬からは保健所長をトップとした体制を組み、各種取組みを進めた。さらに、11月からは副所長をリーダーとした「被災者生活支援チーム」としてこれまでの保健活動班を引き継ぎ支援活動を行った。また7月の定期人事異動後、所内横断的な仕組みとして、総括以上による企画調整会議を定期的実施するとともに、総括4名と3名のスタッフによる企画調整グループを組織し、所の重点業務を決めて、四半期ごとの震災対応業務の進行管理、地域医療対策委員会での保健医療福祉システムの再構築に向けた検討、震災復興支援ニュースによる広報などに取り組んでいる。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

1. 避難所設置運営の支援

■登米市内の避難所について、登米市と役割分担の上、当所では主に登米市民以外が多数避難した避難所を支援することで調整した。

■特に、南三陸町等他圏域からの避難者が多い登米中学校等の避難所について、登米市と協議の上、避難所開設の準備を支援するとともに、3月13日から21日までは、昼間・夜間の当直業務について支援を行った。（延べ38人 うち夜間12人）

2. 被災者支援情報コーナーの設置

■管内の民間賃貸住宅等に自主的に避難したため、元の住所地の市町から災害関連情報が十分に行き渡らないことが懸念された南三陸町等の被災者向けに、登米市及び市内の大型商業施設の協力を得て、関係市町の災害関連情報の提供を行っている。

- 掲示した市町 気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市（中途から追加）
- 掲示した情報 各市町の広報誌、登米市内の仮設住宅等で行う各種事業案内、被災者向け各種制度概要等

【気仙沼保健福祉事務所】

1. 県境を越えた応急仮設住宅入居被災者等への支援

■津波で市街地の大半が被災した気仙沼市は仮設住宅設置の適地が少なく、被災者を収容しきれほどの用地を市内に確保できなかったことから、県境を越えた岩手県一関市千厩地区と室根折壁地区に仮設住宅が設置され、平成23年12月現在で、204世帯310人の被災入居者が生活している。雇用促進住宅や民間賃貸住宅などへの入居を含めると、620世帯1,367人に上る。

■こうした中、平成24年1月26日には、一関保健所を会場に宮城県・岩手県保健所県際合同連絡会を開催し、宮城県からの一関市在住の被災者への支援に係る県際行政機関の連携等や宮城県と岩手県の県境に接する生活圏を同じくする地域における住民の健康や感染症対策などの地域保健や災害対策等の諸課題について意見交換及び情報交換を行った。

■また、平成24年1月27日には、知事が一関市千厩地区と室根折壁地区の仮設住宅を訪問したが、当訪問に際し当所では、気仙沼市当局や仮設住宅住民代表の方々との事前調整を行うとともに、当日の会場準備支援及び知事訪問の随行を行った。

2. 民間賃貸住宅を応急仮設住宅とみなす申請の相談等

■本県でも、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げることとし申請手続きの受付を行ったが、管内の被災者から、書類がわかりにくい、県庁に電話しても全くつながらない等の苦情が相次いで当所にも寄せられた。また、管内の市役所や県の他機関などから、窓口は保健福祉事務所だと紹介されて来庁する方もあり、一般窓口で書類説明や書き方等の相談や県庁への取り次ぎを行った。

■電話相談件数及び内容等については、災害対応の非常時のため集計を行っていないが多数にのぼる。窓口対応は5件あり、実際に書類記入の補助等を行った件数は3件（申請1件、契約書の記入1件、契約期間の変更通知への対応1件）であり、相談のみは2件だった。

【課題・懸案】 ～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■震災翌日から、住民や避難してきた福島県民、市町、医療機関等から原発事故による放射能問題に関する様々な問い合わせがあったが、県（本庁）から提供される情報が少なく、また、宮城県の相談窓口の開設が遅れ（3月16日設置）、相談時間も限られている（午前9時から午後5時まで）ことから、対応に苦慮した。また、福島県の対応についても、当所から直接福島県（原子力安全対策課）に問い合わせ確認した。

【仙台保健福祉事務所】

1. 課題等について

■地震発生直後から停電となり、電話やメール等が使えず、職員の安否確認や被害状況の把握が困難となり、本庁等への連絡等にも支障が出た。

■海岸部に近接している当事務所においては、津波警報・津波注意報の発令時はもとより、気象庁による今後の余震発生、津波発生の可能性が報道されるなか、どのタイミングで段階的に配備体制や災害対応のレベルを上げていくべきか、職員の生命の危険を念頭に難しい判断が必要であり、今後の課題である。

■通信手段が麻痺し、本庁及び関係機関、職員間の連絡が困難な場合、遠距離通勤者も多く、事務所として組織的にどのような災害対応を図ることができるのか検討が必要である。

■停電や通信手段の遮断のため、所内災害対策本部を設置することができず、本所と支所との連携に支障が出た。

■直前にあったチリ地震に伴う津波が小規模なものであったので、津波に対する油断があった。

2. 評価できる対応等について

■大規模災害で指揮系統が混乱、交通アクセス、通信手段が遮断されるなか、全てをマニュアルどおりに行うことはできなかったが、個々の職員が自らの判断で決断しなければならない事態に追い詰められた状況で、ほとんどの職員が、比較的早い段階で、可能な勤務地において災害支援業務に当たったことは評価できる（今回の震災規模では初期段階における事務所対応は困難であった。）。

【東部保健福祉事務所】

1. 清掃プロジェクトの実施について（トイレ清掃プロジェクト、避難所清掃キャンペーン）

■当所は石巻市とともにトイレ衛生化計画や作業計画を立案したが、その効果は限定的であったと思われる。そのため、全国から石巻市に派遣され避難所を巡回している保健師チームに「トイレ衛生化計画」の実践を依頼し、活動を推進した。避難所清掃キャンペーンについては、避難所の環境維持に効果的であったと考えられる。

2. 所内の体制について

■災害時には、保健活動のみならず公衆衛生全般についての迅速な健康危機管理対応が必要であるが、今回の震災時、当所では、健康危機管理体制について検討している最中であり、震災直後の指揮系統が明確となっていない部分があった。健康危機管理体制の指揮系統については、平時より職員および関係機関へ周知されていることが重要であることから、今後、早急に各種災害に備えた健康危機管理マニュアル等の整備と周知が必要である。

■また、各種災害発生時の被害は様々であり、あらかじめ対応を詳細に決めておいても前提から覆って役に立たないこともある。今回の震災で、当所においては、保健活動チーム、トイレ衛生プロジェクトチームなど、課題に応じたチームを編成して対応したが、平時から、各課題に応じてチームを組織・編成し対応することができるような柔軟な組織体制を整備していれば、さらに、あらゆる課題に機動的に対応できたのではなかったかと考えられる。

3. 健康危機管理体制について

■所内健康危機管理体制が整備されていなかったため、体制を整備するところから始まり、初動対応が遅れた。

■当初は保健福祉事務所の指揮系統で動いた。保健福祉事務所においては、保健所長は保健医療監という非ライン職であり指揮系統に入っていないため、公衆衛生対応の指揮をとるには新しい体制が必要であった。

■現場では保健活動だけではなく、避難所の環境衛生、食品衛生、栄養、感染症予防など公衆衛生活動全般での対応が必要であった。

■急性期は、地域保健福祉部、環境衛生部各担当が調整せず避難所を訪問していた。

■避難所の衛生はどこが主となって活動するか現場で混乱が生じた。地域公衆衛生関係者との連携体制が整備されていなかった。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

1. 避難所設置運営の支援について

■今回の震災では、登米市民に限らず、隣接圏域等から多くの避難者が避難したため登米市との調整により開設準備・当直業務等の支援を行ったが、当直については当所の人員だけでは手配できず、一部栗原地域事務所の応援が必要であった。このような広域的な災害発生時に向け、登米市との役割分担等についてあらかじめ協議を行い、より円滑な対応を図る必要がある。

2. 被災者支援情報コーナー設置について

■南三陸町、石巻市の広報誌については、コーナーへ配置早々に無くなる状況がみられ、関係市町からの情報が行き渡らないと思われる方の存在が認められた。早急に避難状況の全数把握を行う必要性がある。

【気仙沼保健福祉事務所】

1. 県境を越えた応急仮設住宅入居被災者への支援について

■県境を越えて仮設住宅等に入居することへの不安や抵抗感は、当初仮設住宅入居希望者がいなかったことからみても、実際の距離以上に大きいものがある。実際に、健康や衛生面の相談・指導等は原則として所在する市及び保健所の管轄になることや本県のローカルニュースが見られないなどの情報過疎も心配された。

2. 民間賃貸住宅を応急仮設住宅とみなす申請の相談等の対応について

■県保健福祉部の地方機関であり、当案件も承知していると県民や他機関から窓口と目されたが、申請に関する情報が全く無ったため、その場での対応が著しく困難であった。

■また、相談者が持参した県庁から入居者や大家に送付された説明文書について内容確認の問い合わせをするにも、県庁担当部署への電話は全くつながらなかった。

【対応状況・今後の対応】 ～こうしていく、教訓をこう生かす～

地方機関

【仙台保健福祉事務所】

■今回の震災では、職員が公用車の避難を図り、結果的に半数の公用車が被害を免れたが、津波警報が発令されていた最中の行動であり、また結果の重大性を鑑みると人命最優先への配慮が足りなかった。やはり安全に関する情報収集に努め、安全が確認された場合のみ、公用車の避難を図るべきであったと思われる。

■電話その他の通信手段が遮断され、事務所も被災した想定を超える震災の際は、本庁においても地方機関からの一方的な連絡を待つばかりでなく、本庁サイドで地方機関に対して情報発信をリードすべきである。

■通信手段の途絶に備え、保健福祉部内の全機関に対し、衛星携帯電話や非常用自家発電機の配備及びMCA無線機網の整備が必要である。

■大規模災害においては、現地の事務所、病院、自治体において、人的・物的被害、ライフライン停止により甚大な被害が想定されることから、地震発生直後の即時対応は困難であり、災害初期においては、司令塔（人・物・機能）の外部派遣を検討すべきと考える。

■庁舎の倒壊や津波により庁舎が使用不能になった場合、他の県機関に代替事務所を開設して災害対応に当たることを検討していく。

■公共交通機関の運休等で移動出来ない場合は、自家用車（相乗りを含む）、自転車、徒歩等による登庁を試みることにし、それもかなわない場合は、最寄りの県機関に登庁して勤務先又は主管課に連絡したうえで、登庁先職員とともに災害対応に当たることとする。

■ 所内災害対策本部を設置し、通信手段が遮断された場合でも公用車を利用する等、本所と支所との連携を強化していく。

■ 今回の震災を踏まえ、事務所備え付けの地震災害時の危機管理マニュアルの見直し作業を実施している。

【東部保健福祉事務所】

1. 清掃プロジェクトの実施について（トイレ清掃プロジェクト、避難所清掃キャンペーン）

■ 今回のような非常時においては、1つの目標（例：感染症予防）に向けて、保健所の各担当部署の垣根を越えた取組が必要となるため、平時から緊急時のシミュレーションを実施し、どの部署が中心となり、どのように役割を分担して活動するか、ある程度決めておくことが必要である。

2. 所内の体制について

■ チームミーティング（当初は保健活動チーム、現在は被災者生活支援チーム）は、震災後しばらくの間は毎日、一年後の現在も毎週1回開催され、震災業務の情報共有の場として継続している。震災対応業務は、時間の経過につれて現場のニーズや課題が変化するため、他の災害事例などの情報はある程度参考になるものの、課題とそれに対する対応方法が一樣ではない難しさがある。（例えば、石巻市の場合、平成17年度に1市6町が合併したという事情があり、本庁と総合支所や各担当課の庁内調整などにも目を向けながら一つ一つの問題点を丁寧に解決していくなど支援方法を考えていかなければならない必要がある。）今回の震災対応を経て、下記の体制づくりが望まれる。

【所内体制】

- ・ 災害前から災害に伴う保健福祉事務所の役割を明確にし、職員それぞれが役割を認識。
- ・ 災害時早期に、所内で方針を示す体制づくり。
- ・ 所内保健師と市町支援保健師が市町の現状、課題等の情報共有を早期からできる体制づくり。
- ・ 他保健所派遣保健師を市町支援のほか所内の業務支援としての配置。

3. 健康危機管理体制について

■ 1つの組織に対して2つの指揮系統が存在することは、危機管理上ふさわしくない。また、保健所長が保健福祉事務所では、非ライン職であることが、保健福祉事務所（保健所）の健康危機管理体制の整備を困難にしている。大規模災害以外の健康危機管理体制の指揮系統もほとんど決まっていないのは、このことが課題となっているからと思われる。来年度、所内健康危機管理体制を整備する予定であるが、1事務所内で解決できる問題ではなく、保健福祉事務所、保健所の健康危機管理時の指揮系統について1つの指揮系統となるよう見直しを提案したい。

■ 他県では平時体制がそのまま危機体制となっているところがほとんどである。平時組織体制と危機時体制が同じになれば、改めて危機時体制を整備する必要がない。平時の保健福祉事務所、保健所の組織体制も見直しを提案したい。

■ 地域公衆衛生関係者との連携体制について、確認・共有するために保健福祉事務所（保健所）に地域健康危機管理対策会議（仮称）を設置し、年1回定期開催することを提案したい。

【気仙沼保健福祉事務所】

1. 県境を越えた応急仮設住宅入居被災者への支援について

■ 保健所等業務は現地主義の原則から所在保健所の管轄となって役割が決まっている中で、たとえば、要保護者の情報を必要に応じて提供するなど迅速かつ確な連携と情報共有を図っている。

■ また、両市間の被災者生活支援策等について各々の保健福祉事務所レベルでも情報を共有し、必要に応じた支援策がタイムリーに行えるよう連携している。

2. 民間賃貸住宅を応急仮設住宅とみなす申請の相談等の対応について

■ 当案件において、県民に近い保健福祉事務所への指示や情報提供が無かったため、県民からの相談には、ホームページや報道で得た断片的な情報の提供程度しか対応できなかった。地方機関における窓口

をはっきりさせて広く周知し、地方機関側に対応できる情報提供等の対策を講じておけば専門的な対応は難しいにしても一次的な対応は可能で、被災者や相談者のいらだちや不満を軽減することができたと思われる。今後は、各保健福祉事務所にも適切に情報提供を行う体制を構築すべきである。

第2節 東京電力福島第一原子力発電所事故による健康不安への配慮

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【保健福祉総務課・健康推進課・医療整備課】

1. 国等への要望状況

■東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射線による健康への影響に不安を抱いている県民がいたことから、国に対して、当該事故による健康調査の実施については、福島県の隣接各県の判断に委ねることなく、国の責任において実施することや、福島県の隣接各県における健康調査の実施の必要性等について明確な基準や対応方針を早急に策定するなど、国の責任において対応策を講じるよう、機会をとらえ、要望活動を実施した。

・平成23年7月～平成24年1月 要望活動 10回

2. 「宮城県健康影響に関する有識者会議」の開催及び確認検査の実施

■県としては、再三の要望に対して国の対応に具体的な進展がなかったことから、放射線による健康への影響や健康調査の実施の必要性について検討するため、平成23年10月25日に放射線被ばくや甲状腺腫瘍学などの分野の専門家で構成する「宮城県健康影響に関する有識者会議」を立ち上げた。

■第1回有識者会議では、県南地域の放射線の積算被ばく線量や過去の学術的な研究及び福島県の内部被ばく線量の測定結果等を基に、科学的・医学的見地から議論をいただいた結果、科学的、医学的な観点から健康への悪影響はなく、健康調査の必要性はないとの見解が示された。

■しかしながら、有識者会議において健康には影響がないとの見解が示されたとしても、県民の健康への不安が全て払拭される訳ではなく、子どもの健康に不安を感じている県民がいたことから、県内の他の地域より、比較的放射線量が高い丸森町の2地区で小学校以下の子どもを対象に甲状腺検査とホールボディカウンターによる内部被ばく線量の測定検査を実施したところ、健康には影響がないと判断された。

■第2回有識者会議では、上記の検査結果も踏まえ、改めて、健康調査の必要性はないことを確認するとともに、県民の健康不安払拭のための今後の対応策について議論いただき、「放射線に対する正しい知識の普及啓発」「がん検診等の受診勧奨」「生活習慣の改善による発がんリスクの低減及びがん登録の整備推進」の4つの対応策が提言された。また、議論の内容等は、報告書としてまとめられ提出された。

【宮城県健康影響に関する有識者会議】

- ・第1回有識者会議（平成23年10月25日開催）
- ・第2回有識者会議（平成24年1月24日開催）
- ・宮城県健康影響に関する有識者会議報告書（平成24年2月提出）

「宮城県健康影響に関する有識者会議」メンバー

（五十音順，敬称略）

氏名	所属・職名
石井 慶造	東北大学大学院工学研究科 教授 東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター センター長
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科 教授
久道 茂	財団法人宮城県対がん協会 会長
藤盛 啓成	東北大学病院乳腺内分泌外科 准教授
山田 章吾	財団法人杜の都産業保健会 理事長

3. 健康不安への配慮として実施した取組み

【平成23年度】

- ・東京電力福島第一原発事故による健康影響に関する講演会（平成23年10月4日：丸森町）
- ・東京電力福島第一原発事故による健康影響に関する講演会（平成23年10月19日：白石市）
- ・第1回宮城県健康影響に関する有識者会議（平成23年10月25日）
- ・甲状腺超音波検査（平成23年12月4日，平成24年1月15日）
- ・ホールボディカウンターによる放射線被ばく線量測定検査（平成24年1月14-15日）
- ・第2回宮城県健康影響に関する有識者会議（平成24年1月24日）
- ・東京電力福島第一原発事故による健康影響に関する講演会（平成24年1月26日：角田市）
- ・「宮城県健康影響に関する有識者会議報告書」提出・公表等（平成24年2月14日）
- ・東京電力福島第一原発事故による健康影響に関する講演会（平成24年2月21日：山元町）

【平成24年度】

- ・「きちんと知っておきたい放射線・放射能のこと」掲載（みやぎ県政だより5月号）
- ・東京電力福島第一原発事故による健康影響に関する講演会（平成24年8月1日：亘理町）

【課題・懸案】～ここが大変だった，これを学んだ，今後の教訓～

本庁

【保健福祉総務課・健康推進課・医療整備課】

1. 不明確な責任の所在について

■放射性物質の拡散は，福島県に隣接する各県に及んでいることが確認されたことから，各自治体で対応が異なることのないよう原子力政策を国のエネルギー政策の一環として原子力政策を推進してきた国の責任において，健康調査実施の必要性等の基準を明確にし，基準に基づき対応するよう求めていたものの，国による対応に具体的な進展がなかったために，隣接各県がそれぞれ対応することとなった。

■そのような状況から，本県では，他県に先駆けて「宮城県健康影響に関する有識者会議」を立ち上げ，放射線による健康影響と健康調査の実施の必要性について，検討したところである。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【保健福祉総務課・健康推進課・医療整備課】

■「宮城県健康影響に関する有識者会議」においては，「現状では健康への悪影は響考えられず，健康調査の必要はない」と結論づけた上で，県民の不安の払拭のための対応として「放射線に対する正しい知識の普及啓発」「がん検診等の受診勧奨」「生活習慣の改善による発がんリスクの低減」「がん登録の整備推進」の4つの項目について提言を受けたことから，これらの取組みを着実に推進していくこととする。

■平成24年6月成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（通称「子ども・被災者支援法」）」では，支援対象地域などを定める基本方針や具体的な施策を国が策定し，一定基準以上の放射線量が計測される地域に居住する住民等に対し，国の責任において，被ばく放射線量の測定，定期的な健康診断や健康への影響の調査等，被災者の生活を支援する各種施策が講じられることとなっている。

■このことから，宮城県では，国において，この法律に基づく基本方針を早急に策定し，速やかに各種支援施策を講じるよう求めていくこととしている。

第3節 被災地域福祉推進事業関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【社会福祉課】

1. 平成23年度の状況

■平成23年4月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課通知（事務連絡）により、これまで生活困窮者の自立支援策として実施されていた「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」について、県の判断に基づき、避難所、仮設住宅及び自宅避難者等の支援、地域コミュニティの維持・再生等に必要な事業も対象とできることとなった。

「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」

厚生労働省による補助事業（セーフティネット支援対策等事業の中の一事業）。事業実施主体は、県、市町村、その他知事が認めた社会福祉法人、NPO法人等の団体。

平成23年度は緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援基金事業）により国庫10/10となっている。

■県では「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」の活用方法を検討し、8月19日に「宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金交付要綱」を改正。同日付けで市町村に事業の実施予定を照会した。

■事業予算については、従来の「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」の実施分として当初予算に計上していた「生活・就労支援事業」によるものとした。

■被災者支援等を行うNPO等を補助対象とできることとなったが、対象となり得るNPO等の数は非常に多く、また行政や社協等と連携せず独自に活動を展開している団体もあることから、補助対象は市町村と連携が図られている団体とし、申請には市町村からの意見書を添付させることとした。

■事業実施の照会に対し、NPO等の団体が行う事業として、仙台市（実施主体：市社協、NPO法人）、七ヶ浜町（実施主体：町社協）から回答があった。

■市町村を通じて要望のあった事業の内容について、「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」の対象となり得るか厚生労働省に照会し、補助金交付に向けた調整を行った。

■その後、仙台市、多賀城市から市が実施する取組について補助金交付要望があり、交付申請手続きを行っている。

2. 平成24年度の事業予定

■平成23年11月22日に厚生労働省の「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」が改正され、「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」については「社会的包摂・『絆』再生事業」となり、事業内容として従来の「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」に「地域コミュニティ復興支援事業」が追加された。

■国の平成23年度第三次補正予算により緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援基金事業）が延長され、基金の積み増しが行われた。

■県では、平成23年度の市町村、NPO等からの要望が当初予算の範囲内であったため、補正予算は編成しなかった。平成24年度については、従来の生活困窮者の支援と被災者支援とを分けて予算化し、被災者支援に関する事業を「被災地域福祉推進事業」とした。事業内容は、平成23年度と同様、市町村、社協、NPO等が行う被災者支援の取組に対する補助事業である。

■市町社協が被災者支援として実施する生活支援相談員の配置等については、平成23年度は生活福祉資金貸付事業の震災対応事務費を活用したが、平成24年度は「被災地域福祉推進事業」により補助することとした。

【生活支援相談員】

市町村社協に配置。仮設住宅等に入居している住民からの相談対応、要支援者の世帯への訪問、自治会等が行うサロン活動・交流事業等への支援などを行う。

平成23年度実績 14市町村協 144名

【課題・懸案】 ～ここが大変だった，これを学んだ，今後の教訓～

本庁

【社会福祉課】

1. 国庫補助事業の運用における課題

■従来の生活困窮者の自立支援を行う「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」では、補助の対象とできる事業内容についてある程度定められていたが、平成23年4月27日付けの事務連絡で事業の対象が拡大された部分については補助対象事業の具体例等もなかったため、要望のあった事業を個別に厚生労働省に照会しなければならず、事務手続きが煩雑であった。

■震災発生後「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」の事業対象が拡大となっただけではなく、老健局の「地域支え合い体制づくり事業」においても、被災者支援、被災地域のコミュニティ再構築の事業が実施できることとなった。県では、主として「地域支え合い体制づくり事業」を活用し、サポートセンターの設置等を進めてきたが、三次補正で事業内容が「地域支え合い体制づくり事業」と重複する「地域コミュニティ復興支援事業」が創設され、県だけではなく事業主体となる市町村においても混乱が生じた。

■被災地に入って支援を行っている県外の団体（NPO法人、一般社団法人など）からの要望・相談があったが、こうした団体が補助事業を適切に遂行し得る団体かどうかの判断が難しかった。

■NPO等が事業実施主体となる場合は市町村に意見書を添付してもらうこととしたが、これにより、多くのNPO等に幅広く助成するという事は難しいものとなった。（市町村に活動内容を理解してもらっている団体しか申請できないため。）被災者支援を行うNPO等にとって使い勝手の良い補助金とするのであれば、従来の補助事業の枠組みの拡大ではなく、別の助成制度を創設すべきである。

【対応状況・今後の対応】 ～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【社会福祉課】

■厚生労働省内で老健局、社会・援護局それぞれが類似する補助事業を実施することとなり、県、市町村が混乱した。こうした調整を被災した自治体に担わせるのではなく、国で事業化する際に十分な調整を行うよう要望する。

■災害発生後の被災者支援として国庫補助による事業を行う場合は、県を通じた間接補助ではなく、直接補助として実施するよう国に対して要望する。県による間接補助を行う場合は、対象事業の内容、事業の実施主体などを県の裁量で定められる制度とするよう国に対して要望する。

第4節 民生委員・児童委員関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【社会福祉課】

1. 民生委員・児童委員の人的被害状況

■平成23年3月21日宮城県民生委員児童委員協議会（県民児協）より民生委員の被災状況について報告があった。この時点で死亡8人、行方不明2人。気仙沼市、女川町、南三陸町の民児協の事務局と連絡が取れず詳細不明との状況であった。

■3月26日毎日新聞に山元町の民生委員が震災後、要援護者の安否確認を行っている最中に津波により行方不明になっているとの記事が掲載。

■4月19日県民児協より4月8日現在9名の死亡が確認されたとの報告。

■4月26日県民児協より新たに1名の死亡が確認されたとの報告。

■5月19日県民児協より5月9日現在、死者・行方不明者16名との報告。

■5月23日県民児協より5月20日現在、死者・行方不明者23名との報告。

2. 公務災害の取扱い状況

■6月中旬山元町（民児協事務局）より、死亡した2名の民生委員の公務災害の申請について相談があった。

■6月22日社会福祉課、職員厚生課とで公務災害の手続きについて確認。民生委員が行った要援護者の安否確認、避難誘導が、民生委員の職務として認められれば公務災害となる可能性はあることを確認した。

■8月24日厚生労働省に対し、今回の震災において、民生委員の要援護者等の安否確認を職務とし、公務と認めていただくよう要請。なお、厚生労働省では、全国民生委員児童委員連合会（全民児連）が窓口となっている「全国民生委員互助事業」に対し、今回の震災で死亡した民生委員については公務死亡としての弔慰金を支払うよう指導しているとのことであった。

■10月6日岩手、福島両県の状況確認。今回の震災で死亡した民生委員については、まだ公務災害として認定した事例はないとの情報。

■10月6日厚生労働省より回答。公務災害の取扱いは都道府県が条例で定めているものであり、民生委員は都道府県の特別職公務員であることから、国で統一した見解を示すことは難しいとのことであった。

■11月30日社会福祉課、職員厚生課で打合せ。平成19年8月10日付けの厚生労働省通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」に基づき、民生委員による安否確認を職務と見なすことについて検討。

■12月7日県議会定例会の一般質問において民生委員の公務災害認定についての質問が提出された。

■12月15日厚生労働省より「災害時の要援護者の安否確認は民生委員法第14条に基づく民生委員の職務とする」との統一見解とする旨の電話連絡が入る。文書で交付していただくよう依頼。

■厚生労働省の統一見解について県民児協に連絡。全国民生委員互助事業の公務死亡弔慰金についても、申請・交付決定が5件に留まっているとのことから、各市町民児協に申請を働きかけるよう依頼。

■平成24年1月19日付けで厚生労働省より事務連絡。民生委員・児童委員が行った要援護者の「安否確認」については、民生委員法第14条の「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」に該当し、民生委員児童委員の職務であると認められると通知される。

■1月25日付けで市町村、県民児協、市町村民児協に対し、厚生労働省の事務連絡について通知し、公務災害補償に係る手続き支援について配慮を依頼。この通知を受け、山元町、名取市、石巻市から公務災害の申請手続きについて問い合わせが来ている。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【社会福祉課】

1. 民生委員の人的被害の発生

■民生委員・児童委員は、厚生労働省通知や県の「災害時要援護者支援ガイドライン」、全民児連の「災害時一人も見逃さない運動」などを受け、今回の震災においても要援護者の安否を確認し、避難を支援しようとしたため多くの人が犠牲となったと見られる。災害時に民生委員の支援はどうあるべきか、見直すことが求められている。

2. 公務としての見解

■東日本大震災において民生委員が行った要援護者の安否確認・避難誘導を民生委員の職務とするかについて職員厚生課との間で見解が一致せず、また、厚生労働省からの見解を得るまで時間を要した。こうしたことは、懸命に地域住民の支援に当たっている民生委員・児童委員の意欲を削ぐことにもつながる恐れがあった。

■厚生労働省通知や県のガイドラインにおいて、災害時の要援護者の安否確認には市町村と民生委員等が協力して行うものと定められているが、安否確認中に被災した民生委員に対する補償について事前に想定していなかったことが方針決定までに時間を要することにつながった。

3. 公務災害の申請上の課題

■公務災害補償の手続きはこれからの作業となるが、申請書には死亡時の状況について詳細な記載が求められる。今回のような大規模で集落一帯が被災している状況では、現場の詳細な状況の証言を得ることが難しく、申請自体ができない場合も想定される。

■無報酬の民生委員について、遺族補償年金が適用されるか、その場合金額がいくらになるのかといった具体的なことは現時点でも未定であり、市町村民児協などから問い合わせがあっても十分に説明をすることができない。

4. 被災者支援における個人情報保護の取扱い

■今回の震災では、仮設住宅団地の入居者、民間賃貸住宅の見なし仮設住宅への入居者、在宅避難者など被災者の居住先がバラバラとなり、民生委員が担当地区の住民の居住状況を把握することが非常に困難であった。市町村においても住民の居住に関する情報が一元化されておらず、住民票を異動せずに避難している方々の情報の入手に苦慮していた。

■個人情報保護に配慮するあまり、避難している住民情報の共有化が進まず、民生委員や社会福祉協議会の生活支援相談員、被災者支援を行うNPO等に対して、支援が必要な住民に関する情報が提供されず、効率的な支援への障害となった。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく、教訓をこう生かす～

本庁

【社会福祉課】

■災害時の要援護者の安否確認については民生委員の職務であるという一定の見解が示されたことにより、公務災害に該当する方については申請手続きを進めていく。

■今回、多くの民生委員が亡くなったという事実を踏まえ、災害時の要援護者支援について、これまで以上に具体的な対応方法を検討するとともに、国に対しても通知の見直し等を働きかけていく。

■大規模災害時には、被災住民の情報を一元的に効率よく管理できるシステムを構築するとともに、支援者間で住民情報を共有できるよう個人情報保護法等の弾力的な運用を図ることを国に対して働きかけていく。

第5節 特別給付金等国債関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【社会福祉課】

1. 東日本大震災の被災者に対する特別給付金等国債の紛失による再交付手続きについて

■今回の震災による津波被害により、特別給付金等の国債を紛失・流失した方が多数発生したため、再交付の手続きが必要となった。

■通常、再交付の手続きを行う際は、支払郵便局（日銀国債代理店）に提出する用紙の項目に、裁定通知書番号・通し頁を記載しなければならないが、その情報については各都道府県が把握していることから、震災後問い合わせが多数寄せられた。

■特に、国債の償還日（第8回特別弔慰金：6月15日、第9回特別弔慰金：4月15日）の前後には、電話による照会が殺到した。そのため、土・日についても対応するため、職員を交代制で配置した。

■なお、通常の国債紛失の取り扱いは、紛失届を提出後、3ヶ月間は書類を保管（届け出後見つかる場合があるため）し、その期間内に見つからない場合に事務処理を開始するが、今回は紛失したことが明らかであるため、3ヶ月間の保管をせず、すぐに事務処理を行ってもよい旨、国から通知が発せられたことによる対応となった。

2. 東日本大震災の被災者に対する特別給付金等国債の買上償還について

■戦傷病者等の妻、戦没者等の遺族として、特別給付金・特別弔慰金の国庫債券を持っている方で、東日本大震災に罹災し、実際に住宅等が半壊以上の被害を受けた方等は、償還金の支払期日が到来する前の賦札全部について、一定の利率で割り引かれた金額で買上償還（一括して償還すること）を受けられるよう国の措置がとられた。

■そのため、当課では、市町村へ周知するとともに、県の広報等に掲載し、県民に周知した。

1 対象となる地域

宮城県において、災害救助法が適用された市区町村

2 対象となる国庫債券

第四回特別給付金国庫債券 「ね号」券～「な号」券	第二十三回特別給付金国庫債券 「い号」券
第十回特別給付金国庫債券 「そ号」券～「つ号」券	第二十四回特別給付金国庫債券 「い号」券
第十七回特別給付金国庫債券 「ち号」券～「た号」券	第八回特別弔慰金国庫債券 「い号」券
第二十二回特別給付金国庫債券 「い号」券～「と号」券	第九回特別弔慰金国庫債券 「い号」券

3 対象となる方

次のイ～ハのいずれかに該当し、市区町村長が交付する罹災証明書・被災証明書等（以下「証明書等」という。）によりその事実が確認できる方

イ 住宅又は事業所の半壊以上の被害を受けた方

ロ 田畑又は漁船について、浸水、流失、滅失又は半壊以上の被害を受けた方

ハ 原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域，計画的避難区域，緊急時避難区域から避難している方

4 買上償還の方法

【用意していただくもの】

- 特別給付金・特別弔慰金の国庫債券
- 届出印（届出印を紛失した場合には，その代わりとなる印鑑）
- 証明書等
- 買上償還申込書

【(1) 既に，市区町村長より証明書等の交付を受けている方】

償還金支払場所（郵便局等）において，買上償還請求書（以下「請求書」という。）に必要事項を記入し，届出印となる印鑑を押印のうえ，国庫債券と証明書等を添付して買上償還の手続を行ってください。

【(2) 市区町村長より証明書等の交付を受けていない方】

被災時の居住地の市区町村から証明書等の交付を受けます。

※ 一時避難や転居をされている方で，避難先等の市区町村において罹災証明書又は被災証明書の交付が受けられる場合，避難先等の市区町村から当該証明書の交付を受けます。

証明書又は被災証明書の交付が受けられる場合，避難先等の市区町村から当該証明書の交付を受けます。



証明書等の交付を受けた市区町村に買上償還申込書を提出し，請求書を受け取って必要事項を記入（届出印を押印）。



償還金支払場所において，請求書に国庫債券と証明書等を添付のうえ買上償還の手続を行ってください。

5 買上償還の実施期間

平成23年5月16日～平成25年3月29日

6 その他留意事項

- (1) 震災被害等により国庫債券をなくされた場合は，償還金支払場所でも滅紛失届の提出をもって国庫債券の提出に代えることができます。
- (2) 震災被害等により償還金支払場所が業務を行っていない場合又は一時避難等で償還金支払場所への届け出が困難な場合は，買上償還の手続とあわせて，償還金支払場所の変更手続を行ってください。
- (3) 震災被害等により登録した印鑑をなくされた場合は，償還金支払場所でも買上償還の手続とあわせて，印鑑の変更手続を行ってください。

その他，罹災証明書等の発行手続については各市区町村へ，国庫債券に関する手続については，償還金支払場所へお問い合わせください。

第6節 管理施設関係(常盤台霊苑)

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【社会福祉課】

1. 被災状況等の確認

■震災当日は、常盤台霊苑（仙台市青葉区小松島）において、今年度最後の「常盤台霊苑月次祭」が執り行われており、施設内には県職員及び宮城県連合遺族会等の参列者がいた。

■地震発生時は、直会が終わりに近づいていたが、地震により月次祭は中止した。

■参列者及び職員に負傷者はなく、揺れが収まったことを確認のうえ、参列者は自宅へ向け、各自、霊苑を離れた。職員は、施設の被害状況をできる範囲で確認し、帰庁した。

■当日の被災状況（概況）

①墓石→数十基倒壊し、将校クラスの比較的大きな墓石も倒壊した。

②霊堂→壁面に亀裂が生じ、窓ガラスが割れた。

③管理人宿舎→屋根瓦が落下。内部については不明。

■数日後、改めて被害状況を確認したところ、墓石の倒壊は更に増えていた（約百基）。

■通常、この施設の入り口は施錠しており、一般県民が施設を訪れることはないことから、被害状況の詳細を後日改めて調査することとした。

■4月下旬、施設復旧予算要求のため詳細な被害状況の調査を実施した。墓石の倒壊基数は、前回調査時より増えており、4月7日の余震で新たに倒壊したと思われた。

■霊堂の被害状況について、土木部営繕課に調査を委任した結果、今すぐ倒壊する危険はないことが判った。

■霊苑敷地内にあった管理人宿舎は、仙台市の被害調査で全壊扱いとなった上、管理人夫妻は度重なる余震の影響等で心労が重なり、転居することとなったため、管理人宿舎は解体・撤去することとした。

2. 予算措置状況

(1) 東日本大震災に係る補正予算（5月補正）

- ・管理人宿舎解体・撤去費 525千円
- ・個人墓石補修費 1,234千円

(2) その後の予算額の変更

■管理人宿舎解体工事について、改めて解体業者から見積を徴収したところ、1,029千円の見積額となり、予算額に不足が生じた。

■日清日口慰霊碑の棹石が傾いており、今後、一定規模の地震が発生した場合、倒壊の恐れがあるとの指摘を受けたことから今回の工事に追加することとした。（追加費用約400千円）

■見積書に基づき、工事業務を設計し、発注することで業務を進めていたが、専門的な内容のため、当課で設計書を作成することが困難となった。そこで、土木部営繕課に執行委任したところ、震災対応業務多忙につき、技術協力（設計書作成等）のみの対応となった。

また、土木部営繕課から、設計書作成のための設計業務を委託する必要があると指導を受けた。（委託設計額282千円）

■以上、前述の追加費用について財政課と協議した結果、2月補正予算要求での対応となり、事前執行については予算の流用で対応することとなった。（今回の追加予算は沖縄「宮城之塔」慰霊祭等の中止によりその財源を充てることができたため認められた。）

3. 契約状況

(1) 個人墓石補修工事

契約額 1,571,955 円 契約者 株式会社菊平石材店

(2) 管理人宿舎解体設計業務委託

契約額 252,000 円 契約者 株式会社山本設計事務所

(3) 管理人宿舎解体工事

契約額 1,029,000 円 契約者 株式会社昭和羽前建設工業

【課題・懸案】～ここが大変だった，これを学んだ，今後の教訓～

本庁

【社会福祉課】

1. 工事発注等業務について

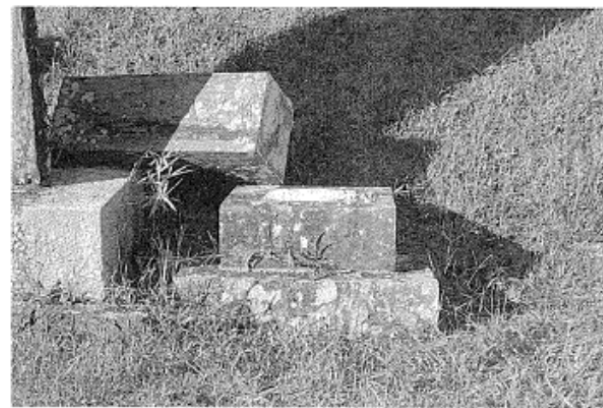
■本来このような工事の発注は専門的知識を有する土木部へ執行委任するのが通例であるが，今回の震災により土木部も同様の工事の執行委任が大量にあったため，比較的規模が小さい当課の業務は執行委任ではなく技術協力に留まったと推測される。

■技術協力も分室（他の都道府県からの派遣者）対応となり，技術職でも本県とやり方が違うなど，依頼者はもとより受注業者も若干戸惑いを感じながらの業務であった。

被災した管理人宿舎（全損扱い）



墓石の倒壊



第7節 管理施設関係(救護施設太白荘)

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【社会福祉課】

1. 被災状況等の確認

■震災直後に被災状況の電話確認を行うとともに、被災報告時には現地調査を行った。

- 平成23年3月11日 震災直後に電話し、人的被害はないが停電中であり、受水槽の弁遮断により給水停止となっていることを確認した。
- 平成23年3月12日 電話し被害状況の確認行ったところ、建物は目視では被害がみられず、その他の被害状況は昨日と変動ないことを確認した。
- 平成23年3月29日 県社会福祉協議会より、入所者用玄関外側の敷ブロックの一部が下がっているとの報告があり、現地確認を行った。
- 平成23年4月5日 営繕課及び設備課職員が震災による被害調査を実施した。

2. 支援活動状況

■太白荘からの救援物資の支援要請に対し、災害対策本部に報告し、支援要請を行った。また、施設を管理する県社会福祉協議会の公用車について、県警に対し緊急車両通行申請を行った。

- 平成23年3月12日 「昨日の夜から非常食を出しているが、非常食は3日分しかない」との報告があったので、災害救援物資については県社会福祉協議会を通じて指定管理施設分をまとめて要求するよう指示した。
- 平成23年3月13日 県社会福祉協議会より、施設毎に必要な救援物資リストの提出があり、災害対策本部に提出するも、各施設への搬送は不可であり、また優先順位を付けて再提出するよう指示があった。同日中に優先順位を付けて再提出した。
- 平成23年3月15日 県社会福祉協議会より、太白荘へ物資を運搬するために、緊急車両通行申請を行いたいとの連絡があり、当課より緊急車両通行申請書を県警に申請した。同日、通行証の発行があり、県社会福祉協議会へ引き渡した。
- 平成23年3月17日 県社会福祉協議会へ太白荘あての米30kg、2袋を引き渡し、同日中に県社会福祉協議会で太白荘へ搬入した。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【社会福祉課】

■救援物資の要請については、指定管理者である宮城県社会福祉協議会が太白荘のみならず施設毎にとりまとめて要請するよう太白荘に指導したが、太白荘では膨大な作業に追われ宮城県社会福祉協議会へその情報を伝えていなかった。このため、当課より改めて宮城県社会福祉協議会へ指導することとなり、時間のロスが生じた。支援要請等に関しては、施設任せにすることなく、指定管理者である宮城県社会福祉協議会にも指導すべきであった。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【社会福祉課】

■大規模震災の場合，施設では膨大な作業に追われるので，今後，施設への指導事項については，指定管理者へも同時に情報提供等を行い，周知徹底を図っていく。

第8節 高等看護学校における災害対応

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

地方機関

【高等看護学校】

1. 学生（卒業生も含む）及び新入生の安否確認

■1年生38名、卒業生39名及び留年者1名の全員の安否を3月18日まで確認した。また、新入生についても、3月25日まで確認するとともに、入学式の中止を連絡した。1年生38人中10名が津波により被災した。

2. 臨地実習施設の確保

■平成23年度から臨地実習を予定していた、山元地区の訪問看護ステーション実習と外来実習施設が被災により受入困難となった。必修科目のため、受講できない場合には単位認定にも影響がすることになるが、厚生労働省からは、学生等の修学、資格取得等に不利益にならないよう、時間割の変更、補講の実施又は成績評価等の弾力的な取扱いなど、特段の配慮を行うよう通知があった。そのため、新たな実習施設での受入等について検討し、1か所で実施していたものを2か所に増やすなどして受入側の負担を軽減し、市町村の協力を得て施設側の了承を得ることができ、全ての学生が10月までに実習することができた。

3. メンタルケアの実施

■4月の授業開始とともに、在校生、新入生全員に対し個別面接を実施した。中には、津波に飲み込まれた経験を持つ学生や、急性ストレス症の診断書が出された学生もいた。そのため、教職員間での情報の共有を図り予防に努めるとともに、医療機関の受診が必要と思われる学生の場合には、受診を勧めるなどメンタルケアに十分な配慮を行った。

4. 入学者への対応

■福島県出身の1名は、原発の影響で家族が県外に避難することになったことから、入学後すぐに退学し、避難先にある看護学校に転入学することとした。入学者には、入学式の中止を連絡し、2日遅れの4月11日より講義を開始した。

5. 学生のボランティア活動

■卒業生は就職までの期間、実習病院へ出向きボランティア活動を行った。また、在校生は名取市内の仮設住宅を訪問し、お年寄りの話し相手になったりマッサージの提供を行うなど、ボランティア活動を通じて被災者の心がすこしでも和むように対応するための態度や方法について学ぶことができた。

6. 減免措置

■東日本大震災により被災した学生に対して授業料等の減免措置を実施した。罹災証明書や罹災状況を把握するために時間を要したが、石巻市、東松島市、福島県双葉郡に住所がある学生を中心に24名が該当した。

7. 教材の技術モデル・医療機材等の破損の確認

■当校の3階の揺れが大きく、収納していた実習機材やモデル人形等の破損が大きいことから職員一同で確認を行ったが、授業には大きく影響するほどの支障はなかった。

【課題・懸案】～ここが大変だった，これを学んだ，今後の教訓～

地方機関

【高等看護学校】

1. 学生の安否確認について

■電話がほとんど通じない状況になり外部からの情報が何も入らないため，学生の安否確認に時間がかかった。また，学校の電話は電気がないと，相手からの電話は受けることができるが，学校からは発信できないため，安否確認は個人の携帯電話での確認となった。

2. 臨地実習時の学生の対応について

■当校では，2年生のほとんどの時間割が病院等での臨地実習となっており，災害時に学内にいるということが少ないことから，学外での実習中における災害時のマニュアルはあるが，図式化したものではなかったことから，今回の大震災を機に，実習地区ごとの避難所などを図式化した分かりやすい対応フローチャートを作成した。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

地方機関

【高等看護学校】

1. 授業料及び入学金の減免

■平成23年度においては，学生又は学生の生計を維持する者の住居が全壊，半壊等の被害を受けた場合，学生の生計を維持する者が死亡，失職等により世帯収入が減少した場合に該当する学生に対して減免を実施した。

〔実績〕

授業料：全額減免 16人 半額減免 8人 計24人

入学金：全額減免 5人 半額減免 6人 計11人

■平成24年度においても減免を実施し，被災した学生の支援を継続する。

2. 臨地実習の際の地震発生時のフローチャートの活用

■臨地実習時に災害にあった場合の学生のとるべき行動をわかりやすいフローチャートとして学生に提示し，災害時の対応がスムーズにできるようにする。

第9節 拓桃医療療育センターにおける災害対応

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

地方機関

【拓桃医療療育センター】

■当センターは「肢体不自由児施設」及び「病院」であることから、地震発生後、病院機能をいかに維持・回復させるかが最大の課題であった。幸い地震によるけが人はなく、病院建物の被害も軽微で、酸素等の医療ガスの配管も無事であった。

■各ライフラインが復旧するまでの間、非常用自家発電機や、給水車による給水等により最低限の機能を確保しながら、在院及び外来の各患者に対して以下のような対策をとった。

1. 在院患者への対応

■地震当日の朝の時点で入院患者総数は72人であったが、当日が金曜日であったこともあり外泊する患者が多く、その後も外泊者、退院者が増え、最低時には院内在院者数は23人となった。

■一方、ガソリンが給油できないことから、看護師等の通勤に支障を来し、その間の職員確保が問題となった。

■こうした状況を受け、一時3つある病棟を集約して1病棟体制を取り、無事乗り切ることができた。

■なお、余震も続いていたので、職員の配備体制は、休日・夜間でも入院患者を全員無事に避難させることができる人員体制とした。

■また、非常用自家発電機の燃料である軽油の調達ができなくなった場合を想定して、人工呼吸器を使用中の患者4人を他院に転院させる措置をとった。

■通信手段である固定電話が電気復旧まで不通となり、携帯電話も一時圏外となったことから、患者やその家族への情報提供や連絡としてテレビのテロップにてメッセージを発信する手段もとった。

2. 外来患者への対応

■電話による連絡手段が復旧すると同時に、順次外来患者宅に外来予約日の確認をしながら、安否と内服薬等の残量の確認を併せて実施し、薬の不足が見込まれる場合は、入手方法を伝えた。

■また、在宅療法で使用中の衛生材料についても、次期来院の見通しが立たず間に合わないと思われる場合は、その入手方法についても伝える措置をとった。

■さらに、被災により在宅での療養が困難な状況にある患者について、入院希望の確認を取り、3月16日から3月30日までの間に計7人の患者を受け入れた。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

地方機関

【拓桃医療療育センター】

1. ライフラインの維持

■停電への対処・・・平常時の自家発電設備の確実な保守・点検の実施 軽油（燃料）の備蓄

■ガス・・・・・・・・・・平常時のプロパンガスの補給

■水道・・・・・・・・・・平常時の生活用水、飲料水の確保 緊急時の対応方法の検討

2. 暖房

■ボイラー設備・・・重油の備蓄

■電気、ボイラーが使えないとき・・・石油ストーブの保管、灯油の備蓄

3. 医薬品・医療器材

■ 平常時の準備，非常時の対応方法の検討

4. 滅菌・消毒機器

■ 使用不可能な場合の対応方法の検討

5. 入院患者の食糧

■ 最低3日間分の備蓄

6. スタッフ・職員の確保

■ 公共交通機関（バス）の遮断等，非常時の通勤手段及び勤務体制の検討と医療関係者のガソリン確保

7. 外部との連絡の制限

■ 固定電話（含むFAX），携帯電話が使用不能の時の対応方法の検討

■ 院内電話，PHSが使用不能の時の対応方法の検討

8. 酸素等医療ガス設備

■ 配管等に被害が出た時の対応方法の検討

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

地方機関

【拓桃医療療育センター】

■ 入院患者への食事の提供について，今回の大震災においては，それまでの備蓄品や支援等により十分とは言えないが，提供することができた。なお，消費した備蓄食料品については，購入や支援物資を充てるなどして既に補充対応している。しかしながら，食料品という性質上，相当長期にわたって保存できるものではないため，これを継続していくための予算的な配慮が必要である。

■ 今回の大震災では，停電が復旧するまでの間固定電話が使用不能となり，携帯電話も一時圏外となるなど，外部との連絡手段を確保することが非常に困難となった。こうした状況を踏まえ，今般災害時につながりやすいと言われているPHSの無償提供の話をいただいたので，これを受けることとした。数的には少ないものの様々な通信手段を確保しておくという点で，いざという時に有効に活用できるものと考えている。

第10節 ねんりんピック開催関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【ねんりんピック推進室】

- 平成23年5月～ 各交流大会開催市町を訪問し、開催予定施設を中心とした被災状況と開催意向等を確認
(併せて各種目主管団体へ文書で意向確認、個別協議)
- 平成23年6月～ 開催が困難となった種目（6種目）の代替開催について、内陸部の市町を中心に打診
(代替開催地として新たに3町追加（松島町、加美町、七ヶ宿町）)
- 平成23年6月16日 上記の調整結果をもとに「ねんりんピック宮城・仙台2012」の取扱いについて、本大会を共催する仙台市及び厚生労働省、一般財団法人長寿社会開発センターと協議するとともに、その結果を公表

9市町で15種目（21種目中）が開催できる見通しにあることから、今後、各種目主管団体等の意見を伺いながら開催種目を縮小しつつも本大会を開催する方向で準備作業を進めるとともに、平成23年8月に開催の「ねんりんピック宮城・仙台2012 実行委員会第2回総会」に最終的な取り扱い方針について諮り、審議・決定していただくこととする。

- 平成23年7月8日 国庫補助金の増額について国へ要望書を提出（三浦副知事対応）

平成23年3月の東日本大震災の発生により、県内では沿岸部を中心として壊滅的な被害を受け、大会の準備と開催に係る財政負担は、特に各交流大会を開催する市町において、これまでも増して厳しい状況となっている。宮城県及び仙台市としては、本大会を復興に向けた大きな足がかりのひとつとして位置づけ、復興にかける姿を県内外に発信し、併せて、御支援をいただいた多くの皆様に心から感謝の気持ちを伝えるべく、大会の開催目標に、「復興」と「感謝」という新たな視点を加え、開催種目を縮小しつつも開催する方向で準備を進めている。については、第25回全国健康福祉祭（ねんりんピック宮城・仙台2012）の開催や準備に係る財政的支援において、国における特段の御配慮をお願いしたい。

- 平成23年7月20日 第2回会場地市町・種目主管団体合同連絡会議を開催

第2回実行委員会総会において、当初計画どおり本大会を開催する件を諮ることを前提に開催に向けた準備スケジュール、市町実行委員会の設立、リハーサル大会の実施、交流大会・健康づくり教室・市町独自イベントの実施、種目別開催要領の作成、中央種目団体への援後依頼、平成23年度補助金の交付スケジュール及び対象経費、平成24年度開催事業費に係る概算経費の積算等について説明

- 平成23年8月17日 ねんりんピック宮城・仙台2012 実行委員会第2回総会を開催

13市町で18種目の交流大会を平成24年10月に当初計画どおり開催すること、また、これまで掲げてきた大会目標に「復興」と「感謝」という新たな視点を加えて開催すること等を決定

<開催種目及び会場地> 13市町で18種目を開催

区分	種目	会場地	備考
スポーツ交流大会 (7種目)	卓球	登米市	
	テニス	仙台市	
	ソフトテニス	仙台市	
	ゲートボール	蔵王町	
	ペタンク	栗原市	
	ゴルフ	富谷町	
	弓道	仙台市	
	剣道	開催しない	当初計画では石巻市で開催
	ソフトボール	開催しない	当初計画では東松島市と女川町で開催
	マラソン	開催しない	当初計画では気仙沼市で開催
ふれあいスポーツ交流大会 (7種目)	なぎなた	仙台市	
	太極拳	仙台市	
	水泳	角田市	
	ダンススポーツ	仙台市	
	ソフトバレーボール	加美町	当初計画では岩沼市で開催
	サッカー	松島町・利府町	当初計画では石巻市と利府町で開催
	グラウンド・ゴルフ	七ヶ宿町	当初計画では南三陸町で開催
文化交流大会 (4種目)	囲碁	白石市	
	将棋	多賀城市	
	俳句	塩竈市	
	健康マージャン	仙台市	

- 平成23年9月16日 「ねんりんピック宮城・仙台2012」実施要綱策定
- 平成23年10月18日 「ねんりんピック2011熊本」総合閉会式において、熊本県から大会旗を引継(三浦副知事)
- 平成23年11月29日 ねんりんピック宮城・仙台2012宮城県実施本部に係る説明会(第1回)開催
- 平成23年12月24日 平成24年度政府予算案閣議決定(全国健康福祉祭事業費補助金 8,700千円→206,351千円へ増額)
- 平成24年1月26日 第2回「ねんりんピック宮城・仙台2012」庁内連絡調整会議開催
- 平成24年2月16日 交流大会会場地市町連絡会議及び交流大会会場地市町担当職員研修会開催
- 平成24年3月 「ねんりんピック宮城・仙台2012」開催要領の策定

交流大会開催事業費等補助金の増額

平成24年度の開催市町を対象とした補助金において、増額された国からの補助金を財源として補助率のかさ上げを行うとともに、新たに「震災復興関連事業費」を補助対象に加えた。

※震災復興関連事業費：宮城の元気な姿と復興への確かな歩みを来県する選手等に発信し、御支援をいただいた多くの方々から感謝の気持ちを伝える事業を実施する。

補助率：10/10, 1種目につき150,000円を上限に加算